

志賀町介護予防・日常生活支援総合事業

現行相当サービス

緩和した基準A

【重要事項説明書】

【 デイサービスセンター アイリス 】

当事業所は、ご契約者に対して志賀町介護予防・日常生活支援総合事業における現行相当サービス又は緩和した基準A(以下<通所型サービス>という)を提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容や契約上注意していただくことを以下の通り説明いたします。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 麗心会
法人所在地	石川県羽咋郡志賀町給分ホの3番1
電話番号	0767-42-2600
代表者氏名	理事長 藤田 隆司

2. 事業の概要

事業所の種類・指定番号	志賀町介護予防・日常生活支援総合事業所 ○現行相当サービス ○緩和した基準A 第 1771500418 号
事業所の目的	通所介護サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が要支援状態等にある高齢者に対し、サービスを提供することを目的とする。
事業所の運営方針	1. 事業所は、要支援状態等にある利用者が、可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら生活機能の向上のために、機能訓練や他者と交流することにより、利用者の生活機能の維持や向上を図るとともに、安心して日常生活ができるように通所型サービスを提供する。 2. 事業所は、利用者の意欲を高めるよう適切な働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限引き出すよう支援する。 3. 利用者の自立を支援し、生活の向上に資するよう目標を設定し、計画的なサービスを提供する。 4. 事業の実施にあたっては、関係市町や地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
事業所の所在地	石川県羽咋郡志賀町給分ニ27番1
管理者氏名	本田 剛
電話番号	0767-42-2600
利用定員	20 人

3. 事業所実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	志賀町
実施日	月曜日～土曜日（但し、1月1日は除く）
実施時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時00分～午後4時10分

4. 職員の配置状況

職 種	配置職員	指定基準
1. 管理者（兼務可）	1 名	1 名
2. 生活相談員	1 名	1 名
3. 介護職員	2 名以上	2 名
4. 看護職員兼機能訓練指導員	2 名以上	2 名

5. 事業所が提供するサービスと利用料金

事業所では、ご契約者に対して以下の(1)(2)サービスを提供いたします。

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

(1)介護保険の給付の対象となるサービス

〈サービス内容〉

- ①送迎 施設から自宅までを原則とします。
- ②入浴 入浴又は清拭を行います。(現行相当サービスのご契約者のみ対象)
※緩和した基準Aのご契約者は原則としてありません。

〈サービス利用料金〉

次に掲げる各料金表より、ご契約者の介護予防サービス支援計画書の内容及び介護保険負担割合証の割合に応じた、自己負担額及び加算額と食費や日常生活品等の合計金をお支払いください。

①現行相当サービス

※ 1割負担

1. ご契約者のサービス利用料金	週 1 回 17,980円	週 2 回 36,210円
3. 志賀町から給付される金額	16,182円	32,589円
4. サービス利用に係る自己負担額	1,798円	3,621円

※ 2割負担

1. ご契約者の サービス利用料金	週 1 回 17,980円	週 2 回 36,210円
3. 志賀町から給付される金額	14,384円	28,968円
4. サービス利用に係る 自己負担額	3,596円	7,242円

※ 3割負担

1. ご契約者の サービス利用料金	週 1 回 17,980円	週 2 回 36,210円
3. 志賀町から給付される金額	12,586円	25,347円
4. サービス利用に係る 自己負担額	5,394円	10,863円

- 科学的介護推進体制加算として40円加算して請求致します。
- 介護職員等処遇改善加算Ⅱとして(基本費用＋各種加算)×9.0%が加算されます。
- サービス提供体制加算Ⅰとして支援2の方は176円、支援1の方は88円加算して請求致します。
(2割負担の方は各352円、176円。3割負担の方は各528円、264円)
- 業務継続計画未実施減算として基準に適合していない場合所定単位の1.0%を、高齢者虐待防止措置未実施減算として措置が講じられていない場合所定単位数の1.0%を減算します。
- 事業所評価加算算定のための基準に適合した場合は120単位加算致します。
- 事業所が送迎を行わない場合は47円減算して請求致します。
- 事業所と同一の建物から利用する場合は-94円、-376又は-752円円減算して請求致します。

②緩和した基準A

1. サービス利用料金 月 5回程度 1回につき	3,990 円
2. 志賀町から給付される金額	3,591 円
3. サービス利用に係る 自己負担額(1回につき)	399 円

※ 1割/2割/3割ともに同料金

- 事業所評価加算算定のための基準に適合した場合は120単位加算します。

※ 介護予防サービス・支援計画書が作成されていない場合は償還払いとなります。

(2)介護保険の給付の対象とならないサービス

※以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります

- 食費 750 円 ・利用当日の10時以降に中止又は終了となった場合は、料金を負担していただきます。
- 入浴料 一回あたり 500円 (緩和した基準Aのご契約者で、必要と認められる場合のみ)
- オムツ・紙パンツは利用時に各自ご持参ください。

※日常生活品の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが
適当であるものに係る費用はご負担していただきます。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金・費用は、一か月ごとに計算しご請求します。

お支払方法は、現金・銀行振込・口座引き落としの3方法があります。利用申し込み時に申し出て
ください。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所型サービスの利用中止又は変更、もしくは新たな
サービスの利用を追加することが出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者
に申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により希望する期間にサービス
の提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示し協議します。

6. 緊急時における対応方法

従業者は、通所型サービスを実施中にご契約者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やか
にご契約者の家族、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

7. 非常災害対策

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を確保し、消防防災計画マニュアルにより、非常災害に
関する具体的な通報・連携体制について定期的に従業者に周知し、定期的に訓練し、被害を最小限に
とどめるよう努めます。

8. 事故発生時の対応

ご契約者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、契約者の家族
契約者に係る地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、その処置を記録します。

また、ご契約者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損
害賠償を行います。

9. 苦情の受付について

(1) 事業所の苦情の受付

通所型サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるため
の窓口を設置します。

苦情受付窓口(担当者)	管理者 本田 剛
電話番号	0767-42-2600
受付時間	午前8時30分～ 午後5時30分

(2) 行政機関その他苦情受付期間

志賀町健康福祉課	石川県羽咋郡志賀町末吉千古1-1 0767-32-9131
石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス 110番	石川県金沢市幸町12番1号 076-231-1110
石川県運営適正化委員会	石川県金沢市本多町3-1-10 社会福祉法人 石川県社会福祉協議会内 076-234-2556

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

【実施済みの場合】

- 実施年月日 年 月 日
- 実施評価機関の名称()
- 評価結果の開示状況()

【未実施の場合】

未実施

令和 年 月 日

通所型サービス提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター アイリス

説明者 職名 氏名 印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所型サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

(契約者との続柄 :)

